

第24期東京都自然環境保全審議会
第3回規制部会
速記録

令和2年2月13日（木）午後3時00分～
都庁第二本庁舎31階 特別会議室26

(午後 3 時00分開会)

○成澤計画課長 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

環境局自然環境部計画課長の成澤でございます。

定刻になりましたので、ただいまから「第24期東京都自然環境保全審議会第3回規制部会」を開催いたします。

審議に先立ちまして、部会定足数について御報告いたします。本日は、委員9名中7名の委員の方に御出席をいただいておりますので、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

以降の進行につきましては、下村部会長、よろしく申し上げます。

○下村部会長 皆様、年度末が近づいてまいりました忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。特に大学の関係の方は今日が一番忙しい時期で、時間をよくつくっていただいたと思いますけれども、今日は自然保護条例の施行規則の改正ですね。前回御議論いただいたものを再度確認して、何か問題があれば御意見を頂いてという規制部会でございます。1時間半程度の予定になっておりますが、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思いますけれども、まず、事務局から資料の確認をお願いします。

○松岡緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の松岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

第3回規制部会は、部会長からもお話しがあったとおり、「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則」の改正について、御審議いただくものでございます。

資料でございますけれども、資料1「第24期第2回計画部会及び第24期第2回規制部会での指摘事項について」というものでございます。それから、資料2「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について 中間のまとめ(案)」でございます。それから、参考資料1で「開発許可の手引」ということでございますが、お手元にございますでしょうか。

○下村部会長 それでは、また何かありましたら、事務局へその都度お声がけいただければと思います。

それでは、審議案件「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則」の改正についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡緑環境課長 それでは、前回開催いたしました計画部会と規制部会での御指摘に対します対応について御説明させていただきまして、その内容を反映しました「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について 中間のまとめ（案）」を説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。こちらは前回の計画部会、規制部会での委員の皆様方の意見を項目ごとにまとめて、それに対する対応を書いたものでございます。計画部会の委員の横には「（計）」と、規制部会の委員の横には「（規）」と記載してございます。

まず1番でございますけれども、自然保護条例は、自然の保護と回復を図る条例なので、市街地よりむしろ自然地のほうを厳しい基準とすべきではないかとの御意見でございますが、これに対しましては、土砂崩落等があった場合、事業地やその周辺の自然地の破壊のおそれと、それから、住民や通行者等の生命・身体を脅かすおそれがあるので、これまでも土砂崩落の未然防止を図ってきました。ただ、近年増大化する台風の影響等に鑑みると、これまでも以上に土砂崩落等の未然防止への配慮が必要であると。特に人の生命・身体の安全性への一層の配慮から、切盛土の安定等に係る基準をより明確かつ具体的なものにするとともに、2番のとおり対応するというふうにしてございます。

続きまして、2番でございますが、自然地では土砂崩れは普通に起きており、近くに住宅等がある場合に災害となるのであるから、その場合には安全基準を厳しくすべきであるとの御意見でございますが、これに対しましては、長大法のうち切土30メートル、盛土18メートルを超える場合、いわゆる超長大法と言われているものの場合でありまして、さらに行方地近傍に住居、道路等がある場合につきましては、配置計画の見直しですとか防護工といった安全対策を求めることがある旨を「開発許可の手引」に記載するとしてございます。

3番でございますけれども、技術基準を細かくすればするほど、詳細な記載が必要で、複雑な基準になるとの御意見でございますけれども、これに対しましては、必要に応じて、都市計画法の審査基準等を引用することにより簡易な表記とするとしてございます。

続きまして、2ページを御覧ください。4番でございますけれども、土砂の一時仮置き場の規制の項目ですとか数値を検討する必要があり、現状の基準である1年を超えた場合の対応策の検討も必要である等の御意見でございます。これに対しましては、「切土・盛土計画図」に一時仮置き場の位置や設置期間を明記させる。それから、法面緑化以外の法面勾配等につきましては、盛土の許可基準と同じものとする。1年を超えて土砂等が置かれた場合には、許可条件等に当該土砂等を撤去すること等を規定する。また、手引で「切土・盛土計画図」

の記載例を示すとしてございます。

5番でございますけれども、河川等に排水を放流する場合に、水質、水温等を生物学的視点から基準の設定ができるとよい。沈砂池を設定し、濁水流出を防止する方法も考えられるとの御意見でございますが、これに対しましては、工事中の雨水排水を河川等に放流する際、森林法の基準により必要と判断される場合には、沈砂池の設置を義務付けることで排水の水質改善を図ることとし、手引にその内容を記載する。また、環境確保条例の「建設工事等に伴い発生する汚水の基準」というのがございますが、これが適用されることを、事前相談の際に指導する。なお、工事完了後の排水につきましては、法面緑化や小段等への植樹を原則とすることで、完了後の濁水の流出低減が見込まれる。調整池を設置した場合には沈砂池と同様の濁水処理機能が見込まれると記載しております。

続きまして、3ページ、6番でございます。自然地の場合、下水管が近傍にない場合があり、排水施設や雨水浸透施設が必要となる前提条件を明らかにする必要があるとの御意見でございますが、これに対しましては、施行規則に、排水施設は、放流先の排水能力等を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように下水道、河川等に接続していることとする。ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないとき等には、開発区域内に雨水調整池、雨水浸透施設等を設置する旨規定します。また、「開発許可の手引」にその排水計画の具体的内容や計算方法といったものを示すとしてございます。

7番でございますが、切盛土の造成地盤の安定性の検討が重要であると。また、「樹木の伐採後に緑化を行った結果、樹林が成立し地盤が安定する」という視点もあるのではないかとこの御意見でございますが、これに対しましては、施行規則において軟弱地盤等の場合は造成地盤の改良が必要であることを明記し、また、「開発許可の手引」において軟弱地盤等についてはボーリング調査、柱状図作成等の具体的な調査や、あるいは土の置き換え、水抜きその他の措置の対策方法を示す。なお、種子吹き付け工ですとか表土活用工といったものによる法面緑化、小段等への植樹を行うことを基本とすることを手引に記載しまして、時間を経ますとこれらの根によって法面等の安定性が図られるようになるというふうにしております。

8番でございますけれども、これも先ほどの7番と関連しますが、切盛土の造成においても、在来種の種子を吹き付けるより、表土及び埋土種子を保全し、緑地を回復するとよいとの御意見をいただいております。これに対しましては、事前相談時に、法面保護工等において積極的に「在来種の種子吹き付け」ですとか「在来種の埋土種子を含む表土活用」とい

ったものを行うことを指導し、「切土・盛土計画図」に明記させる。手引においても現在の「在来種の種子吹き付け」に加えまして「在来種の埋土種子を含む表土活用」を追記する。なお、安全上問題がある場合はこれらの工法以外も許可しますが、できない場合には理由書を添付することとしてございます。

続きまして、4ページ、9番でございます。何メートル以上の切盛土をしてはいけないという基準があるのかと、その場合はどういう仕組みになっているのかとの御意見でございます。これに対しましては、都市計画法の審査基準では切土30メートル以下、盛土18メートル以下が原則となっておりますが、超過する場合にも許可しないとまではしてございません。このため、自然保護条例の施行規則において切土30メートル以下、盛土18メートル以下が原則であることを明記するとともに、原則の法高を超過するような長大法につきましては、土砂の崩落等による被害、自然地破壊のおそれがないことを知事が認める場合にのみ許可するということを規定することとしたいと思います。なお、知事が認める場合につきましては、手引において記載することとしてございます。

10番でございます。気候変動等により危険性が高まっているため、都市計画法の基準を少し厳しくするなど弾力的に考えていく必要があるとの御意見でございますが、これに対しまして、現行の都市計画法の基準を基本としますが、今後の基準改正の動向に注視しながら、必要に応じて条例の基準も改正することとしてございます。

11番も同様でございますが、温暖化等に伴う影響を踏まえ、現況の確率降雨強度について改めて検討する必要があるとの御意見でございますけれども、これに対しましても、確率降雨強度の全国的な基準である都市計画法の基準を基本としますが、今後の基準改正の動向に注視しながら、必要に応じて条例の基準も改正するというふうにしてございます。

続きまして、5ページの12番でございます。施行規則の条文については正確な記載が必要であると。前回の資料に記載していた造成地盤の改良の項目で、崖の反対方向への雨水等の排水勾配としてございましたが、雨水等の地表水と正確に表記するとの御意見でございます。これに対しましては、規則、それから手引で適切に記載することとしてございます。

13番でございます。事業が最後まで行われることを担保するには、申請者の資力・信用が非常に大事であるとの御意見です。これに対しましては、規則に資力・信用の条文を追加いたしまして、施行規則と手引にその確認を行う資料等を記載することとしてございます。

14番でございますが、切盛土の土留めの強度等の確認を確実にできるようにする必要があるとの御意見でございますが、これに対しても、施行規則に施行者の能力の条文を追加する。

また、規則と手引にその確認を行う資料を追加するというごさいです。

15番ですが、切盛土が1メートルを超える行為のみ対象とすることを施行規則に規定するののかとの御意見でございすが、これに対しましては、改正した許可基準を適用する範囲として施行規則に規定するとしてございす。

続きまして、6ページを御覧ください。16番でございす。都市計画法では施行令・施行規則に記載がなく、審査基準のみに記載がある項目も、自然保護条例の施行規則の改正では記載すべきであるとの御意見でございす。これに対しましては、都市計画法の法令に規定のない項目につきましても、都市計画法・森林法の審査基準や現行の「開発許可の手引」を参考に規定していくと。具体的には、長大法、一時的な土砂の堆積、堰堤、沈砂池でございすが、こういったものを施行規則に主要な事項を規定しまして、手引にはその具体的な計画ですとか規模の算定方法などを記載するとしてございす。

17番でございす。土質に応じて基準が異なるはずだと。また、法面勾配等の基準を一律に細かく設定したために「基準を満たしたらそれ以上やらなくてよい」ということになりかねないので、状況に配慮した指導なり許可決定ができる仕組みが必要であるとの御意見をいただいでございすが、これに対しましては、都市計画法の審査基準では、切土の場合、地山の土質に応じて基準が異なつてございまして、長大法につきましても、やはり土質に応じて基準が異なる。谷埋め型と腹付け型の異なる盛土につきましても、異なる安定計算方法で行うということがそれぞれ規定されてございす。その内容を「開発許可の手引」にも記載していくと。また、現行の手引に記載がありますが、法面の勾配等については、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の形状等を勘案して、現地に適合した安全なものとするという記載がございまして、この記載につきましても、引き続き記載するとしてございす。

続きまして、7ページでございす。18番、許可基準・審査基準にグレーゾーンが発生するため、それをどう表現していくのが最終的には問われる。また、都の担当者が自分自身で審査をする必要があり、対応方法を検討する必要があるとの御意見をいただいでいます。これに対しましては、都市計画法に基準が定められてございす切土30メートル以下、盛土18メートル以下につきましても、許可基準や審査基準にグレーゾーンはないものと考えてございす。この原則の法高を超過する長大法につきましても、施行規則において土砂の崩落等による被害、それから、自然地の破壊が生じるおそれがないということを知事が認める場合に許可することを規定します。

また、行政側の審査につきましては、対応方法を検討中であるとしてございます。

19番でございます。監視指導指針には、監視体制と事業者の役割分担に加えて、事業者から現場状況の報告やモニタリング等を報告させるよう基準を設けたほうがよいという御意見ですが、これに対しましては、監視指導指針には、事業者と東京都との役割分担ですとか監視指導の実施体制のほか、現場の施工状況や保全計画のモニタリングにつきまして、定期的な報告を事業者に求めることを期待する予定でございます。

続きまして、8ページを御覧ください。20番でございます。事業者がリモートセンシングやドローン等の新技術を使い、行政もGIS等で情報の整理ができるとよい。また、災害に結びつく情報については地域住民も得られる仕組みがあるとよいという御意見をいただいております。これに対しましては、事業の安全確保のためのモニタリング等は、一義的には事業者の責務である。審議会案件の切土30メートル超、あるいは盛土18メートル超の長大法につきましては、指導の中で新工法による監視について紹介していく。また、行政におけるGIS等を用いた情報の整理ですとか災害に結びつく情報の地域住民への公表、こういったものは将来的に可能かどうかを検討するとしてございます。

21番でございます。最初と最後だけ検査しますと、途中の予測ができない。終了時の検査は特に大切なのだが、常時の監視が必要であるとの御意見でございます。これに対しましては、監視指導指針には、現場の施行状況等について定期的な報告を事業者に求めたり、あるいは工事施工中の職員による定期的な巡視等を記載する予定にしてございます。

22番でございます。既存の建築物の不適合物件を是正することを行政が支援するいろいろな手だてを考えるとよいとの御意見を頂いてございますが、これに対しましては、既存の建築物の是正の支援策につきましては、将来的に可能かどうかを検討するというふうにしてございます。

23番でございますが、工事完了後における切土・盛土の事後監視方法の検討が必要であると。緑地等管理状況報告書を活用し切盛土の状況を報告させる等を検討できるとよいという御意見でございますが、これに対しましては、工事完了1年後に提出する緑化等管理状況報告書において、植栽基盤となる切盛土の状況を事業者自らが調査し、報告させることとするというふうにしてございます。

以上で資料1については説明を終わります。

続きまして、資料2の中間のまとめについても併せて御説明いたします。

それでは、資料2の1ページを御覧ください。これは中間のまとめ（案）の第1としまし

て「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正に関する諮問及び審議の経緯」ということでございます。こちらには、初めに開発許可制度の概要について、自然保護条例に基づく開発許可制度は、一定規模以上の自然地を含む土地の形質を変更することで自然環境に大きな影響を及ぼす開発行為を行う者に対しまして、あらかじめ知事の許可を求めるとの制度であるという記載をしております。

次に、改正に至った経緯としまして、昭和48年より制度を運用開始し、平成13年には、対象行為として土砂等の埋立て及び盛土等を追加したこと。それから、平成29年10月には台風の影響で、残土処分場で土砂崩落事故が発生したのですが、都市計画法等の他の適用を受けない案件だったこと。これを契機に、制度上の課題を検討したところ、都市計画法の開発許可等の基準に比べると、土砂災害未然防止等の点で不十分だったというふうに記載しております。

最後に、審議会の検討経緯としまして、当審議会は、令和元年10月に知事から施行規則の改正について諮問を受け、計画部会、規制部会において専門的見地から検討を行い、これまでの議論を取りまとめ、「中間のまとめ」として報告するというふうに記載しております。

続きまして、第2「施行規則改正の必要性」でございます。ここでは、前回の御議論を踏まえまして、必要性についてまとめてございます。

まず、開発行為が開発許可の基準、すなわち施行規則に規定します緑地等の基準と、それから「開発許可の手引」に規定します審査基準、この2つの基準に適合する必要があるということを書いてございます。

続きまして、土砂崩落等があった場合、自然の保護と回復における支障が生じるおそれがあるということと、住民、通行者等の生命・身体の安全を脅かすおそれがある。この2つのおそれがあるために、これまでも開発許可の基準には、土砂崩落等の未然防止の基準が規定されていたと。しかしながら、近年増大化する台風の影響等に鑑みて、開発許可時に、土砂崩落等の未然防止について、これまで以上に配慮する必要があり、そのために切盛土の安定等に係る基準について、都市計画法の規定を参考に、より明確かつ具体性のあるものに見直していく必要があると記載しております。

最後に、規則改正の効果でございますが、これによって、残土処分場のように、都市計画法等が適用されず自然保護条例のみの適用を受ける案件につきましても、土砂崩落等が未然に防止され、より一層、生命・身体の安全と自然の保護と回復が図られることとなるというふうに結んでございます。

続きまして、第3「主な改正事項の内容」でございます。これも前回の御議論を踏まえまして、施行規則改正の主な事項を列挙してございます。

初めに1番、開発許可の基準の改正でございますけれども、まず(1)全般的事項といたしまして、都市計画法の関係法令、都市整備局が定めます都市計画法審査基準、森林法の関係法令や審査基準、こういったものを参考に施行規則を改正することと。

続きまして、切盛土の安定等の基準におきましては、都市計画法審査基準と同様に、切土又は盛土が1メートルを超える行為について適用するという、と記載してございます。

続きまして、(2)造成地盤の改良でございますけれども、そこに規定すべき内容として、切盛土を行おうとする地盤の沈下や開発区域外の地盤の隆起がないように、土の置き換え、水抜き等の措置が講ぜられていることというふうにしてございます。

続きまして、(3)切土の安定でございますが、そこに規定すべき内容として、切土後に地盤が滑りやすい土質の層がある場合、地滑り防止杭あるいはグラウンドアンカーといった土留めの措置、土の置き換えその他の措置が講ぜられていること、と記載してございます。

続きまして、(4)盛土の安定について規定すべき内容でございますが、雨水や地下水の浸透による盛土崩壊等が生じないように、おおむね30センチメートルごとにローラー等で締め固めること。それから、必要に応じて地滑り防止杭等の土留めの設置その他の措置が講ぜられていること。著しく傾斜している土地で盛土をする場合、地盤の段切り等の措置が講ぜられていることというふうにしてございます。

続きまして、(5)切盛土をする場合の地下水の処理について規定すべき内容でございますが、地下水により土砂崩落等のおそれがあるときは、排水施設の管渠の勾配と断面積が、切盛土をした土地とその周辺の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができるよう設置されていると規定することとしてございます。

続きまして、(6)崖面の保護でございますが、まず、崖とは地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩以外のものをいいますけれども、そこに規定すべき内容としましては、開発行為によって生じた崖面の崩壊を防ぐために、擁壁の設置等の保護措置が講ぜられていること。それから、崖の上端に続く地盤面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配が付されており、当該地表水を適切に排除する措置が講ぜられていることというふうにしてございます。

続きまして、(7)長大法でございます。長大法は、都市計画法や森林法の法令等に規定

はございませんが、土砂崩落等の未然防止に関し重要な事項でございますので、主要事項は規則で規定することとしてございます。

規定すべき内容としましては、都市計画法の審査基準と同様に、10メートルを超える切土又は9メートルを超える盛土を長大法として定義し、土砂崩落等の未然防止に、より資する基準を設定すること。それから、長大法は、30メートル以下の切土又は18メートル以下の盛土を原則とするが、土砂崩落等による被害及び自然地の破壊が生じるおそれのないものであると知事が認める場合は例外的に認める旨を規定し、具体的にどのような場合に認めるかについては、「開発許可の手引」等に記載することとしてございます。

続きまして、(8) 一時的な土砂等の堆積でございます。都市計画法や森林法の法令等に規定はないけれども、現行の「開発許可の手引」に規定されており、土砂崩落等の未然防止に関し重要な事項であるため、主要事項については規則で規定すること。規定すべき内容としては、一時的な土砂等の堆積とは、施工中において、1年以内に土砂等を堆積する場合であることとし、1年を超える場合には許可条件等に当該土砂等を撤去すること、それから、一時的な土砂等の堆積といっても、盛土の基準等に準じて措置をとるべきであるけれども、法面保護のための緑化は行わないことができることとしてございます。

続きまして、(9) 擁壁でございますけれども、構造は、構造計算、実験等により地盤の支持力に対する安定等に問題がなく、転倒や基礎の滑り等がないことが確認されたものであること。擁壁の裏面の裏込土の排水をよくするために、水抜き穴が設置されていること等としてございます。

続きまして、(10) 堰堤でございます。堰堤とは、土砂等や水をせき止めるものでございますけれども、都市計画法の法令等に規定はないのでございますが、森林法の審査基準や現行の「開発許可の手引」に規定されてございまして、土砂崩落等の未然防止に関し重要な事項であるため、主要事項については、規則で規定すること。

それから、規定すべき内容でございますが、容量は流出土砂等を十分貯砂できるものであること、極力土砂等が流出する場所の近くに設置されていること、調整池や沈砂池よりも上部に設置されていること等としてございます。

続きまして、(11) 排水施設についてでございますが、こちらに規定すべき内容でございますが、排水路その他の排水施設は、全体として、堅固で耐久性を有する構造であること。管渠の勾配及び断面積については、一定の確率降雨強度値以上の降雨強度値で算定した計画雨水量と、それから、生活や事業に起因する廃水量と地下水量から算定した計画汚水量を有

効に排出できるように定められていることとしてございます。

次の項目につきましては、(5)で説明したことと同じですので省略させていただきます。

続きまして、その次の土砂等の流出の防止上支障がない場合には、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができること。

それから、排水施設は、放流先の排水能力等を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように下水道、河川等に接続していること。ただし、放流先の排水能力によりやむを得ないとき等には、開発区域内に雨水調整池や雨水浸透施設等を設置することをそれぞれ規定することとしてございます。

また、沈砂池でございますけれども、都市計画法の法令等に規定はありませんが、森林法の審査基準や現行の手引に記載されてございますので、土砂崩落等の未然防止に関して重要な事項であるため、主要事項については規則で規定することとしています。規定する内容としては、下流域の水質悪化を防止する必要がある場合に設置すること、堆積土砂をしゅんせつできる構造とすること、調整池と沈砂池を別に設置することを原則とすること等としてございます。

(12) 申請者の資力・信用について規定すべき内容といたしまして、申請者には、開発行為を行うために必要な資力及び信用があることとしてございます。

最後に(13) 工事施行者の能力についてでございますが、工事施行者に、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることというふうにしてございます。

続きまして、6ページの2番、緑地等管理計画書等の改正でございます。

自然保護条例55条によりまして、開発許可を受けた者につきましては、開発許可により確保された緑地等の管理事項を記載した計画書を提出し、原則として1年間、緑地等を適切に管理し、管理状況等を記載した報告書を提出する義務がある。この義務は、事業者が計画書と報告書の提出を義務付けることで、事業者自らが開発行為の完了後一定期間緑地等について維持管理を行うことを促すものです。この緑地等には、切盛土の小段、法面等の保護工として行った緑地等も含まれるが、この義務の趣旨からしますと、緑地等の植生基盤となる切盛土の小段、法面等の安定性が保たなければならないので、計画書と報告書において緑地等の管理のうちに、切盛土の小段、法面等の安全性に係る管理についても含めるべきであるとしてございます。

続きまして、第4「その他諮問事項に関係する本制度に対する意見」ということで、諮問

事項である規則改正以外の内容につきまして、前回の部会での御意見のほか、委員の皆様から事前に参考意見として頂いたものをこちらのほうにまとめさせていただきます。

まず1番の審査基準の改正でございますけれども、「開発許可の手引」には、開発許可の審査基準が規定されているけれども、当該審査基準は、開発許可を行うか否かを判断するのに必要な基準として施行規則に規定します緑地等の基準と密接な関係にある。そのために、施行規則の改正に合わせて、当該審査基準も改正することが望ましい。

特に、切盛土の安定性を確保するためには安定計算を行った安全な工法を検討することや軟弱地盤が予想される場合の地盤改良などが重要であるため、こうした内容について規定してございます都市計画法審査基準等を参考に、必要かつ十分な規定をすることが望ましいと。

また、土砂崩落等のおそれがないときは、切盛土の小段等を樹木により緑化し、法面については在来種の種子吹き付けか在来種の埋土種子を含む表土を活用した緑化を行うこと等の規定をすることが望ましい。

さらに、長大法の中でも30メートルを超える切土、18メートルを超える盛土が生じる場合においては、生命・身体の安全への一層の配慮から、事業地の近傍に住居、道路等があるときは、配置計画の見直しですとか防護工の実施などの安全対策を求めることがある旨を記載することが望ましいとしてございます。

最後に7ページでございます。2番の許可条件の見直しでございますが、本制度における土砂崩落等の未然防止を、より実効性のあるものとするには、許可基準の強化を図るだけではなくて、自然の保護と回復を図る上で必要な条件として、例えば、残土の搬入で長大法を形成する事業等においては、切盛土の出来高、施工状況等を都に報告することなどを許可条件として付すことということを記載してございます。

なお、透明性を高めることなどの理由から、標準的な許可条件については「開発許可の手引」等に記載して事業者等に示すことが望ましいとしてございます。

3番の監視・指導指針の策定でございますが、開発許可を受けずに開発許可を行ったり、あるいは許可条件に違反した事業者については、条例の54条によって中止命令等の行政処分を課すことができる。土砂崩落等の未然防止を図るためには、事業地の定期監視のほか、違反事業者に対しては適時適切に行政処分を行う必要があると。このために、新たに、開発許可に係る監視指導指針を策定して、計画的に監視・指導を行っていくことが望ましいというふうにしてございます。

最後に4番の住民説明会等の実施でございますけれども、残土の搬入で長大法を形成する

事業等においては、長大法設置に当たって防災上の観点等から地域住民が懸念する場合があるため、事業者は、開発許可の申請前に、住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組の実施が望ましく、そのため「開発許可の手引」等に、事業者に対して住民説明会等の実施を促す旨の記載をすることが望ましい。ただ、なお、住民説明会を実施していないことのみをもって開発許可を不許可とすることはできないことに留意すべきであるとして書いてございます。

駆け足で御説明させていただきましたが、以上で私からの説明は終了させていただきます。

○下村部会長 ありがとうございます。

資料1のほうは、前回御議論いただいた内容と御意見と、それにいかに対応したかということをもっと簡潔にまとめていただいた資料です。我々の部会だけではなくて、計画部会からもどんな意見が出てきているのかということが御覧いただけるものです。それをもとに資料2のほうで、中間のまとめですけれども、具体的にどのように直していくのかと。規則の主な改正事項の内容を列記していただいたのと、それから最終的に出される緑地等管理計画書についても、後々のモニタリングが必要ではないかという御意見も多々あって、こういうものへの対応は最低限だろうというか、できることの最善だろうということとこれがあるのと、そのほかにも御意見いただいたものは6ページ、7ページにまとめていただいているということになります。

かなり文字量のある御説明でしたけれども、前回御発言いただいたことが内容的にこれでいいのかということと、御対応に対してこれで大丈夫なのかということを中心に、そのほか計画部会からの御意見等を含めて気付いたこととかがありましたら、御意見、御質問を頂きたいのですが、何かございますでしょうか。十分に反映されているということであれば、もうこれで今日はお開きですけれども。

どうぞ。

○井本委員 大変きれいにいろいろと配慮していただいていると思うのですが、1点気になったのは、緑化工法のところで資料1の3ページ目の8です。在来種の種子を吹き付けるより、表土及び埋土種子を保全し、緑地を回復するとよいという意見に対して、特に在来種の埋土種子を使うという形でまとめていただいて、これはこれで一つの正しい方針だと思うのですが、在来種の種子吹き付けということで1点気になりますのは、自然地ということとございますので、在来種という定義だと中国産の在来種子とかが入ったりすることが最近というか、もう大分前からですけれども、結構あります。そのときにほかの種子が混じってしま

ったり、あとは遺伝的に全然異なる。ススキかどうか知らないですけども、同じススキでも遺伝的に異なる系統のものが入ったりするということがあるので、一言、地域性というような言葉を入れられればいいかなと思うのです。地域性を考慮した在来種の吹き付けと。

以上、1点です。

○下村部会長 いかがですか。その点は大丈夫ですか。

○松岡緑環境課長 趣旨としてはそういう趣旨で、ちょっと言葉が足りなかったなので、その辺は補わせていただきます。

○下村部会長 私もそのあたりは全く存じ上げませんで、在来種で十分かなと思いましたがけれども、そういうことを入れていただくことで、より強い配慮になろうかと思いますので、そこは修正をお願いしたいと思います。

ほかは何かございますか。

どうぞ。

○山中委員 2点ほどございまして、まず、資料1の13番目、14番目に関することなのですが、例えば残土の引き受けとかいうのは、残土を引き受けた段階で多分事業者にもものすごい収入があつて、その後、事業を放棄するということがあつてはならないということだと思うのですが、事業が完了する前に売却するか譲渡することが、まれなケースだとは思いますが、そういうことが仮に発生した場合に、どのようにそれを抑制するかというか、譲渡前に審査をしなければいけない。そもそも売却とかそういうものをしてはいけないとか、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○松岡緑環境課長 その辺につきましては、おっしゃったのは13番、事業者の資力・信用と施行者の能力だと思うのですが、それぞれ申請者ですとか施行者の能力が変わった場合について、どのように取り扱うかにつきましては、都市計画法の取り扱いを参考にした上で、改めて検討して、中間のまとめ等に反映していきたいと思っております。

○山中委員 もう一点なのですが、同じく資料1の18番目に関連するお話で、一応グレーゾーンはないように記載するということなのですが、私がイメージしていたグレーゾーンというのは、例えば「開発許可の手引」の19ページに擁壁についての記載がございますが、そこで、土地の改変行為に伴い、山腹及び盛土面が崩壊するおそれのある場合は擁壁を設置してくださいと記載されているのですが、この「おそれのある場合」というのを、どういうときにおそれありとみなすかというところがグレーということになり得て、それをどう判断していくのかということだったのです。これはいかがでしょうか。

○松岡緑環境課長 まず、崖というのがございまして、崖というのは30度を超えた場合に崖と呼んでいるのですけれども、そういうものが盛土によって生じるときは、擁壁で覆うということが原則になってございます。

それから、今おっしゃった盛土で崩壊するおそれがあるかどうかについては、やはり安定計算等をしてみないと分からない場合があるかと思しますので、その辺は手引等で記載していくことになろうかと思ってございます。

○山中委員 19ページの記載で(イ)のところは、擁壁の安全率は1.5以上というのがあって、擁壁を設置する必要があるかないかというところでは安全率の記載がなかったりするので、そこら辺で規定の粒度が異なる印象があったというのと、あと、その前のイの調整池のところですと、降雨によって洪水等の災害が発生するおそれがある場合ということで、これもどういうときにおそれありとみなすかと。多分、今まで私が関与した例ですと、基本的にはこれは必須ということだったかなと思うのです。発生のおそれがないとは言い切れないので、基本これはちゃんと計算してつけましょうねということだったかと思うのです。そういう解釈になるのだとすると、擁壁のところも、基本、おそれがないとは言えないので、みんなつけなければいけないとかいうことになってしまうので、ここら辺をある程度一貫性のある記述にさせていただくということと、そこで判断が難しいケースが生じてしまうことがあるのだとすると、そういう場合にさらにどうしたらいいかということも考えておいたほうがいいのかなと。

以上です。

○下村部会長 今回のケースはどうですかね。例えば今回も、今日はしませんけれども、案件によると審議会に出てきていろいろ議論する、そのときには水の循環を含めて検討していただくという形になりますけれども、これは審議会にかからない案件でも何かこういうものを参考にしながらいろいろ出てくるケースがあるという理解なのですかね。とすると、ある程度書いたほうがいいのかどうかということだと思っております。

○松岡緑環境課長 できる限り具体的に、客観的に判断できるような基準にしたいと思しますので、そこら辺は注意して書いていきたいと思っております。

○下村部会長 これは山中先生、何か表現の仕方というのはあるのですか。こういう場合、むしろそのあたりの御提案をいただいたほうがいいのかもしれないですが。

○山中委員 例えば安全率ですとか、そういうので数値で決めてやるというのが一番混乱が少ないことだと思っておりますけれども、以前にも発言しましたように、多分、その場その場の

ケースによって、単純にそれで片づかないケースもあつたりとか、あとは安全率の計算の仕方とかも地下水を考慮する場合、しない場合とか、業者さんによってそれが違つたりということもあつて、審議会にかかればそこでこれはちょっと問題があるのではないかということが分かつたりすると。そのときに問題があるのではないかと思いつつも、それを規制する条例等の根拠がないことによって、かけられないという事態が発生するのがよろしくないので、そういう場合には専門家の意見とかを参考にして対応策を練るとか、そういうことが一つ規定されていれば、セーフティネット的に漏れを防ぐことができるかなというのが私の頭の中にはあるのです。

ただ、そういうふうによつて委員会とかを誰が設置するのかとか、そういう問題がまた発生してきますので、そこまで細かくというか、そこまで先の先、屋上屋を重ねるみたいなことまでせずともよいという御判断であれば、もうちょっと簡潔な数値基準的なものでもよろしいかもしれないですけれども、私もそこら辺に関しては、どれが最善というのはまだ見極めがつかないところではございます。

○下村部会長 もし審議会案件になるのであれば、許可条件とかで多少それぞれのケースで安全率の出し方が違うのであれば、こういう中でこういうことをやつてというのは、許可条件で設定ができる可能性はありますね。許可条件も余りつけるとまた厳しくなつてしまひますけれども、すごく問題のあるようなケースであればそうだけれども、どうなのですかね。とはいえ、こういうものが出てきたら必ず委員会で考えなさいというのも言い過ぎだと思ひますし、都市計画などではもう少しこのあたりを踏み込んだ書き方をしてる表現はあるのですか。

○松岡緑環境課長 もう一度改めて都市計画の表現については検討いたしますけれども、今考へてございますのは、いわゆる長大法の中でも盛土で18メートル、切土で30メートルを超えるものについては、まさに学識経験者とかそういう方の意見を聴いた上で安全性を確保しなさいということで求めていくことにする予定でございますので、そういったところで担保できるかと思ひますが、全ての案件についてやるのはちょっと厳しいかなというところもござひますので、その辺は先ほど申したとおり、都市計画法での取り扱ひと合わせていきなさいと思ひてござひます。

○下村部会長 いずれにしても、そういう御懸念、これは私も専門でないので分らないのですけれども、確かに判断は難しそうですので、何らかの表現をつけ加えるかどうかですね。ただ、余りつけ加えて状況が厳しくなつてしまひるのもやり過ぎかと思ひますので、そこは行

政的なところで御検討いただければと思います。ありがとうございました。

ほかは何か。

どうぞ。

○佐藤委員 意見というよりも質問みたいなことで申し訳ないのですけれども、今日の資料の御説明を聞いていまして全体として思ったのは、非常に大きな開発の場合に特別な許可が必要ということだと思うのですけれども、今、技術が非常に進歩しているので、センサー等、結果的に工事の後の災害が起きるといふ予測ができるようなこともあるのではないかと思うのです。そうした場合、工事者がセンサー等を設置しなければいけないとか、誰がどういふふうにするのかは別として、そのようなことがあると災害が起きたとしても防げる。起きるといふことは防げないにしても、そうしたことがあるのかなと思うので、今、技術的なことと、それからITも非常に発達していますので、既にそういうことができているのかどうかという気がするのですけれども、どうなのかなと思った次第でございます。

○下村部会長 地震の予知ではありませんけれども、崖が崩落するときいろいろ音が聞こえたりというような話もありますし、センサーがあればもう少し水の動きを含めてできそうな感じがしますが、そのあたりの情報とか状況というのはどうなのですか。

○松岡緑環境課長 お手元の資料1の20番、新工法を用いた人工構造物の監視方法ということで、小林先生から前回頂いた御意見だったのですけれども、事業者がリモートセンシングとかドローン等の新技術を使うことがあるのではないかということで、それについて我々としても、全ての事業者に対してそれを求めていくのは難しいかなと思います。やはり新技術を使うにはそれなりの費用もかかるだろうということもございますので、今、考えてございますのは、対応のところにありますとおり、審議会案件に係る大規模な案件で、なおかつ超長大法と言われているようなものについては、その安全性をより確保してもらおうという意味も含めて、新工法による監視について積極的に使うように紹介していくというようなことは考えているところでございます。

○下村部会長 これは上からですけれども、土の中に埋めるとか、擁壁そのものにくっつけるとか、そういう技術はどうなのですかね。今、まだそんなものはできていないのですか。

○竹下委員 一般的には地滑りなどのモニタリングで、傾斜計とか変異を測る、変形を測るといふことが一つです。もう一つは、地下水圧、水位とか水圧を測って、それが異常値を示していないかということと連続的にモニタリングして挙動を見るというのがやられているのです。その前兆をどこまで予知できるかというのは少し疑問な点がありますけれども、そ

うやって調べることによって、例えば降雨とかそういったイベント、外力がかかったときにいつもとは違う動きをしているとかいうことは、地元の方に提供できるような情報になると思います。

○下村部会長 自動記録というか、それで飛ばしてくるようなもの。

○竹下委員 そうですね。最近は情報伝達方法も広がっていますから、携帯とかの電波を使って周知するとかいうこともできなくもない。

○下村部会長 それは表現的には何というものなのですか。これはきっと、例えばこの中にそういうのもう一つ、これはリモートセンシングとドローンだから上からの監視だけですね。何かもう一言二言つけ加える。それはあくまで可能性としてだと思えるのですけれども。

○松岡緑環境課長 今回この検討のきっかけとなりました残土の崩落事故の現場においては、今、代執行をやっているわけなのですけれども、そこにおいては傾斜計を設置して、そういう地滑りがないかというのをずっと監視してきたところでございます。ですので、傾斜計のようなものをつけたり、あるいは観測井（せい）を設けたり、今、リモートセンシングやドローン以外にそういったものもあるということで紹介していくような方法で検討していきたいと思います。

○下村部会長 新工法といっても幾つかバリエーションを表現していただけると、いろいろ可能性が出てくるとは思いますので。ありがとうございます。今、いろいろ新技術が出てきているので。

○佐藤委員 工事する人に義務付けることも可能なのかなと思うのですけれどもね。

○下村部会長 そうですね。行く行くというか、開発許可だから強くどこまで踏み込むかですけれども、都民の世論の高まりみたいなものとの関係もあるかもしれませんね。いずれにせよ御検討いただければありがたいです。

ほかに何か。

○山岸委員 資料2の4ページ（8）の一時的な土砂等の堆積というところですが、ここで一時的な土砂等の堆積について定義されていて、1年以内に土砂等を堆積する場合であること。1年を超える場合にはそれを撤去することが条件になると。

堆積というと普通、積み上げるとか埋設することをいうのです。その後、積み上げ、埋設の後、工事することも含めて1年以内という考え方なのですか。あるいは積み上げとか埋設を1年以内に終われば、それが一時的な土砂の堆積であって、あとのことはもう関係ありませんと。普通、堆積というと、積み上げていくこと、あるいは埋めていくことという概念で

すね。それが1年以内にその工事を終えるのであれば一時的な土砂の堆積であって、法面保護のために必ずしも緑化を行わなければいけないものではないという趣旨だと思うのですが、要するに埋めてしまう、あるいは積み上げる、それを1年以内に終えればそれも該当するのか、あるいはその後それを放置してはいけないということなのか、どういう概念なのでしょう。

○松岡緑環境課長 お答えします。

例えば、残土置き場で仮置き場として一時的に搬入された土砂を積んでおく場合があります。それを一時的と称してずっとそのまま残していく場合、それはだめだよということで、あくまで1年間は仮置き場のところとして認めていくよと。そのときに、本当は安全性を確保するので、一応盛土にも該当しますから、当然、傾斜とかそういったものはほかの基準と同時に満たしていただくのですけれども、さすがに緑化しろとかそういったことまでは求めないという意味でございまして、1年を超えた場合には、そこはそもそも仮置き場ではなかったということなので、それはちゃんと普通の盛土と同じように、この盛土を撤去するか、もしくはどこかに持って行ってもらうか、そういう形で対応していきたいということでございます。

○山岸委員 一時仮置き場と同じ概念なのですね。

○松岡緑環境課長 そうでございます。

○山岸委員 分かりました。

○竹下委員 今のに関連してよろしいですか。私もそれは疑問に思っておりまして、この一時的の定義なのですけれども、これはなぜ1年なのかというのは何か行政的にルールがあるのですか。1年365日、切りのいい数字だからということですか。

○松岡緑環境課長 それはちょっと申し訳ないのですが、手引がどういう形で1年を決めたかというのはちょっと分からなくて、ただ、何らかの指標がないといけないかなということで、うちの条例では代々ずっと1年ということで取り扱ってきたという以上のものではないのでございますけれども。

○竹下委員 先ほどの御説明でもありましたように、ストックヤード的に使って、建設発生土とかそういった余り品質のよくない土も一旦そこに仮置きしてというようなイメージでございましてね。では、ある程度撤去したら、そこでまたタイマーがリセットされるというか、そこからまた1年が始まるということはないのですか。

○松岡緑環境課長 そういう取り扱いになるのですけれども、あらかじめどこを仮置き場に

するかは計画図のほうに書いてもらうことにしますので、移動がどんどん来るような、そういった計画はないようにしていきたいと思っています。

○竹下委員 分かりました。いずれにせよこの趣旨は長期間放置するようなことを防ぐため、1年間というのは我々のライフスタイルから考えて1年間、一つの切りのいい数字。分かりました。

○下村部会長 これは半年にしたほうがいいのかそういうわけではないのですね。

○竹下委員 例えば夏場、要するに出穂期、6月から10月とかそのあたりに受けるダメージと、それから冬場、雪が降ったりということもありますけれども、そういったことを考えたときに、私もよく分かりませんが、なぜ1年なのかと思っていたのです。

○下村部会長 これまでも1年だったわけですね。だから、きっと現時点で大きなそごは生じていないとか、事故は生じていないということ。経験的な数字ではあろうかと思えます。でも、そういう御指摘もあったということは、季節によってダメージも違うので、危ない時期は留意していただかないといけませんし、あるいは悪い業者だと、どんどん回すことで1年をリセットするようなケースも考えられるようになるといけないので、テークノートしていただければと思います。

井本委員、どうぞ。

○井本委員 今、1年という話がいろいろ出てきておるのですけれども、ちょっと気になったのは、緑地等の管理計画書のところが1年間緑地を適切に管理しということなのですが、緑地の場合、1年間だとまだ成長途上というのか、生育途上というのか、まだまだその後どんどん変わっていくと思うのです。特に吹き付け法面とか種子再生法面ですと、その後うまくいかなくなってそこから崩落が起きたりとか、あるいは偏向遷移について、クズとかそういうものが殖えてしまったりとかいろいろなことが起きると思うのです。もうちょっとこれを延ばすわけにはいかないのか。それとも、何かモニタリングでそういう全体の縛りがあるのでしょうか。工事後のモニタリングをもうちょっと、モニタリングとそれに応じた管理をできるような規定ができないかなというのが気になったのです。

○松岡緑環境課長 1年をなぜ1年間にしたかは今すぐはお答えできないのですけれども、もともと緑地等管理計画書というのは、そもそも工事が終了した後の話ですので、大体開発許可制度は工事終了までが一つのタームで、それ以降については、もうあとは所有者もしくは管理者の責任になるというのが普通でございます。ただ、緑地に関しては、その後、開発を終わるまでだけ守って、その後はどんどん状態が悪くなるような緑地にならないように、

少なくとも1年間は事業者がちゃんと管理してもらうような仕組みとして、平成20年度の改正で計画書の義務を入れているのです。

そういった意味ではかなり踏み込んだ規定なのですが、そういった意味で、大体普通、開発業者は事業が終わりますと別の事業者へ転売したり何なりすることも当然あるかと思うので、そういった権限を失った場合には、この義務から外れてくるという規定でございます。あくまで開発業者が自分でつくった緑地が、自分の管理権限のある範囲の中でやってもらうという義務でございます、いろいろそういう制約の中でやっているものでございます。

ただ、当時としても、今でもそうですけれども、非常に踏み込んだというか、革新的な内容であるということなので、そういったことで御理解いただければと思います。

○井本委員 済みません。ちょっと私も全体のことが分かっていないところもあるのですが、緑地だけでなく、ほかの排水施設とか法面、擁壁とか、そういうものに対しても開発業者ではなくてその後に受け取った人が安全性とかをモニタリングする、あるいは管理する義務があるということですか。例えば、先ほどのドローンで確認する、あるいは傾斜計を置くというような場合でも、工事が終わった後は義務がなくなるということなのでしょうか。

○下村部会長 そのあたりをいつも規制部会では、これまでも大分その議論はしてきて、できるだけ業者の人に書いていただく方向に我々がむしろ持って行っていましたね。だから、後々どうしますよなどというあたりも、むしろ業者の方に書いて、こちら側で、先ほど課長がおっしゃっていたように、開発許可なので後ろのことまでずっとやってくれという許可条件なども出しにくいので、やはり自主的に向こうのほうで計画書に書いていただくように我々のほうから計画のことをいろいろ検討していく中で書いていただくというのが、今、アセスメントはもうちょっとできるようですが、ここの開発許可に関してはそういう形しか取れないのかなというようにことで議論は今までもしていたと思うのです。

だから、我々が、一応緑地のほうも緑化の計画を出していただきますから、それができるだけ長期にわたって大丈夫であるようにとか、あるいはいろいろ安全性の指摘、我々が渋っていく中で、業者のほうでちゃんとモニタリングをこうしますからというようなことを書いていただいたりというのはしてきたと思います。そのぐらいしか今のところ対応できないのではないですかね。

○井本委員 できればアセスメントと同じように、ある程度モニタリングが継続できるよう

な形にさせていただいたほうが、安全面にかかわってくることなので、とても気になる場所ではあります。

○下村部会長　そういう状況が整って、高まってくると、今度は条例の改正ですね。条例でもう少しそういう事後の問題を扱えるように書けるかどうか。企業のほうもだんだんSDGsを含めていろいろなことを配慮するようになってきているので、その機運が高まってくれば、可能になるかなとは思いますが、課長がおっしゃったように、1年延びただけでも画期的な状況だということのようです。今の行政的にはなかなか難しいということだと思います。

何かありましたら。

○松岡緑環境課長　一応、条例上の義務としては、管理権原が変わった場合に新しい管理権原を持っている方も緑地の適正な管理に努めてくださいと、義務ではないですけれども、努力義務としてやっていただくようにはなっていますので、その範囲で行っていただくということが今のできる最大のものというふうに。

○井本委員　なるほど。それが1年という話ですね。

○松岡緑環境課長　そこは1年に限らず、その計画の内容を反映して、努めてくださいということですので。

○井本委員　なるほど。その場合は、緑地に関しては5年後とか10年後を見通した管理をしてくださいねというのは言えるわけですね。

○松岡緑環境課長　ですので、言えるというか、義務付けてはいないですけれども、そのように努力してくださいということでございます。

○井本委員　お願いできるということ。

○下村部会長　自主的に計画を書いてこられますよね。それはここでお認めするという形で、それに努めてくださいということだと思います。難しい課題というか、永遠の課題かもしれないけれども。

ほかは何かございますでしょうか。大丈夫ですか。田島委員もそのあたりを大分気にされていて。ほかはよろしいでしょうか。

前回、大分根本的な御意見はいただいておりますので、それにさらに御懸念のところをつけ加えていただいて、これをまた次に計画部会でも御検討されて、それで審議会へということになるのですね。ですから、まだまだ審議する機会はありますけれども、計画部会としてはこれで、規則の改正に関しては今日幾つか御指摘がありましたので、その点御検討いただ

くということで事務局のほうにはお願いをしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

最終的には、修正をしていただいた御意見については私のほうで預らせていただいて、事務局と御相談しながら、今日の御意見を盛り込めるようにいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、そういう形で進めていきたいと思います。

○松岡緑環境課長 貴重な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日、各委員から頂いた意見の反映につきまして、先ほど部会長がおっしゃっていただいたとおり、部会長と事務局のほうで確認させていただくとともに、規制部会での審議の結果を下村部会長から次回の計画部会のほうに御報告いただけないかと考えているのでございますが、いかがでしょうか。

○下村部会長 了解いたしました。

そういうことで、計画部会にもここでの御審議の状況は御報告させていただいて、そちらでもまた検討を深めていただくという形にしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これで本日の議題、審議は終了いたしました。

事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○成澤計画課長 委員の皆様、御審議のほう、ありがとうございました。

諮問第455号「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正」につきまして、規制部会で頂きました御意見を反映いたしまして、次回、2月28日に開催をさせていただきます計画部会において、最終的な「東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則の改正について 中間のまとめ（案）」として取りまとめさせていただき、パブリックコメントを実施していきたいと考えております。

その後、パブリックコメントの意見を反映した後、答申案として取りまとめていく予定でございます。

これら今後の予定につきましては、日程調整を含めまして、事務局から別途御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

本日は、長時間にわたりまして、御審議のほう誠にありがとうございました。